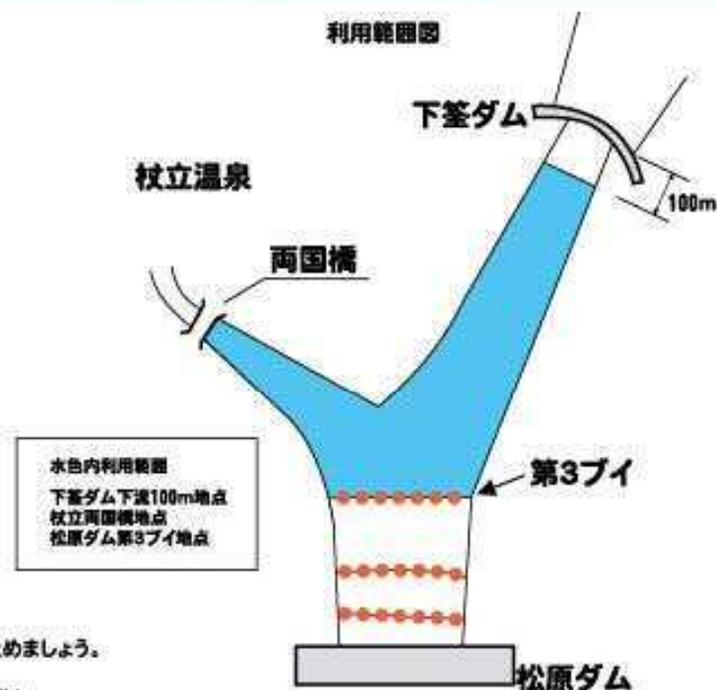


松原ダム湖(梅林湖)を利用される皆様へ

松原ダム湖は、利用される皆様が周りの人に迷惑をかけず安全に楽しく利用していただくことを願っています。下記の注意事項を必ず守りましょう。

記

- 1 利用区域**
利用範囲図(右図)の区域とします。なお、救命綱衣は必ず着用しましょう。
- 2 利用時間**
夏場(4月~11月) 午前6時~午後7時まで
冬場(12月~3月) 午前7時~午後5時まで
- 3 次の場合はダム湖利用を中止します。**
すでにダム湖利用をしている方は早急にダム湖をはなれ退去又は退避してください。
 - ① 気象台より降雨に関する注意報または警報が発表されたとき。
 - ② 松原ダム又は下釜ダムよりゲート放流を行うとき及びゲート放流を行っているとき
(このような場合は、ダム下流の警報板に放流中を表示します。)
 - ③ 上記のほか、ダム管理上支障があると認めダム管理者から指示があったとき。
- 4 動力船でダム湖利用をされる方は、陸から釣りを楽しむ人や無動力船で利用される方に迷惑とならないよう動力船を減速させ岸から充分な距離を保ちできるだけダム湖中央部を利用して下さい。**
- 5 地域住民の方に迷惑のかかるような駐車及び騒音(動力船の騒音を含む)は止めましょう。**
- 6 水位変動により危険ですから、宿泊を伴うダム湖内やその周辺でのキャンプ及び火災の原因となるような焚き火は止めましょう。**
- 7 ダム湖の水位は、1日に1~2m程度変動することがありますので、ダム湖内の駐車場を利用する場合は注意して下さい。**
- 8 みんなのダムです。ゴミは持ち帰りましょう。**



松原ダム湖(梅林湖)を利用される皆様へ

平成25年10月1日から、

貫見坂路からの進入を**原則禁止**します。

※ゲート鍵の貸し出しを終了します。

代替として、**蕨野坂路**を**常時解放**します。

※貫見坂路周辺での騒音発生等の迷惑行為が行われているための措置です。

※貫見坂路からの進入について、個人利用は原則禁止ですが、団体が行う各種イベントなどは、ダム管理上支障がなく、周辺住民の方に迷惑とならない場合に限り、許可できる場合がありますので、事前に松原ダム管理支所までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

筑後川ダム統合管理事務所 松原ダム管理支所

電話(0973)52-3121 支所長 坂本、管理係長 石村

松原ダム貯水池平面図

↑
至日田市



貫見坂路
※原則進入禁止

蕨野坂路
※常時開放

松原ダム

拡大図

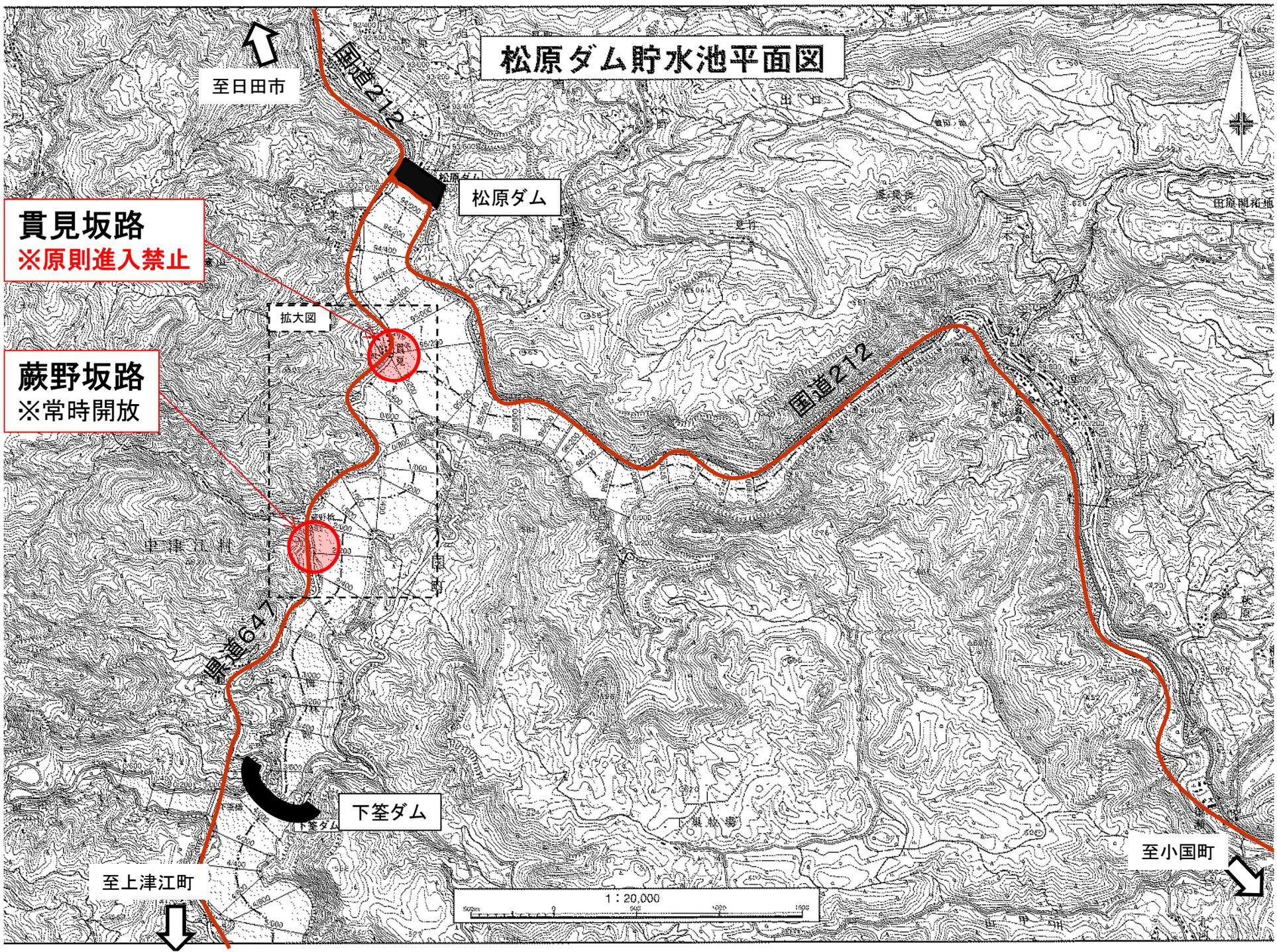
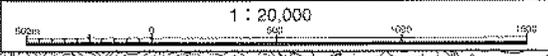
国道212

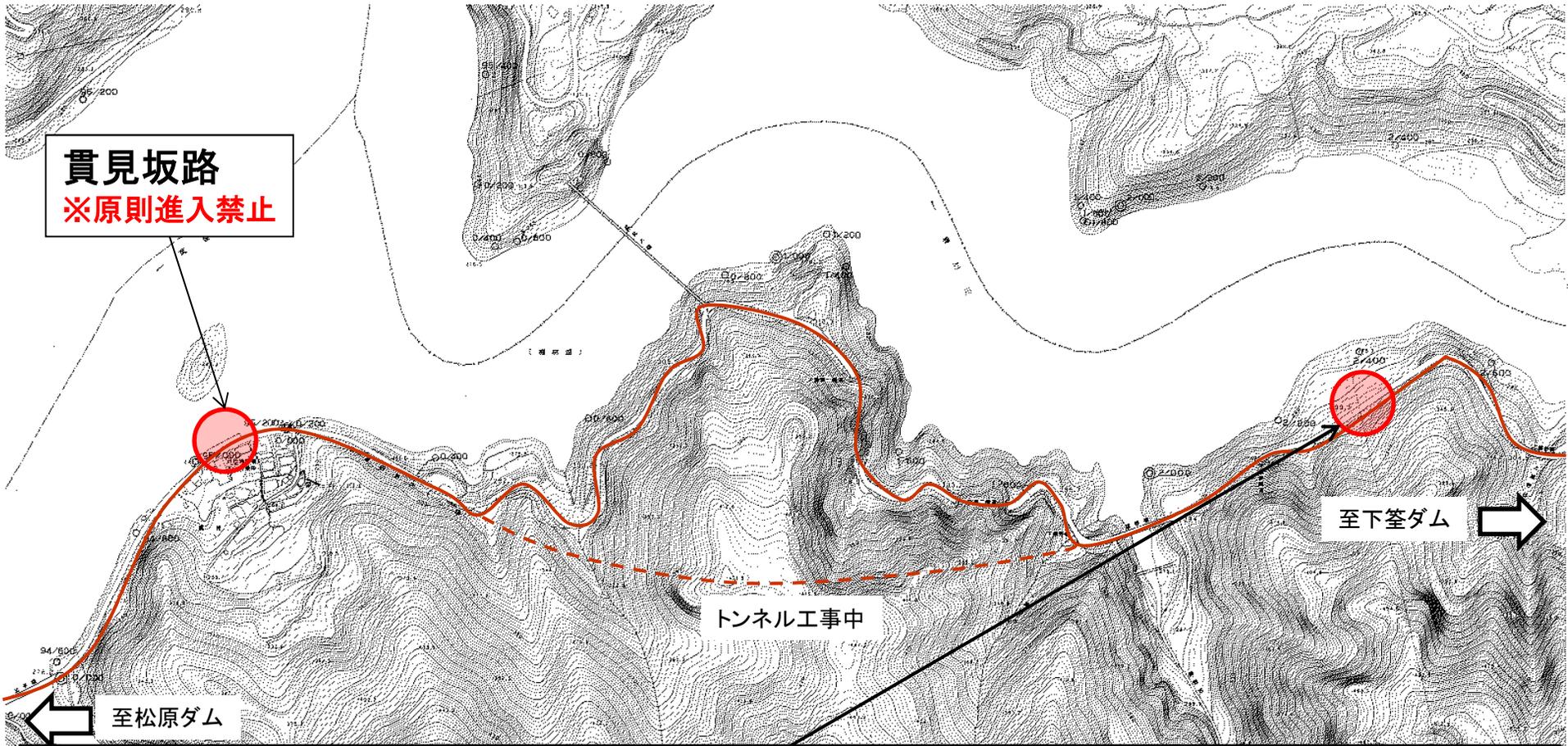
国道647

下笠ダム

↓
至上津江町

至小国町
↘





蕨野坂路※常時開放

